

会員規約

第1条（目的）

- 1 本規約は、一般社団法人デジタル通貨イノベーション機構（以下「本法人」という。）の会員の資格、権利及び義務その他会員に関する事項を定め、本法人の円滑かつ公正な運営に資することを目的とする。
- 2 本法人は、デジタル通貨及びデジタル決済インフラに関する市場環境整備、政策提言及び制度設計を通じて、デジタル社会の経済成長に寄与することを目的とする。

第2条（会員の区分）

- 1 当法人の会員は、次の区分とする。
 - (1) 正会員 A：金融事業者（銀行業、証券業、生命保険業、損害保険業、クレジットサービス業等）、金融機関向け勘定系システム提供事業者
 - (2) 正会員 B-1：正会員 A 以外で資本金 50 億円以上の法人
 - (3) 正会員 B-2：正会員 A 以外で資本金 1 億円以上 50 億円未満の法人
 - (4) 正会員 B-3：正会員 A 以外で資本金 1 億円未満の法人
 - (5) 団体会員：自治体、一般社団法人、公益財団法人等その他の法人
- 2 会員の権利及び義務は、本規約及び理事会の定めるところによる。

第3条（入会）

- 1 入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、定款に定める承認を受けなければならない。
- 2 理事会は、必要に応じて申込者に対し追加資料の提出を求めることができる。
- 3 入会金を徴収する場合、その額は理事会が別に定める。

第4条（会費）

- 1 会員は、次の年会費を納入しなければならない。
 - (1) 正会員 A：年会費 960,000 円（不課税）
 - (2) 正会員 B-1：年会費 480,000 円（不課税）
 - (3) 正会員 B-2：年会費 360,000 円（不課税）
 - (4) 正会員 B-3：年会費 120,000 円（不課税）
 - (5) 団体会員：無料
- 2 前項の会費は、今後の状況に応じて、理事会の決議に基づき、事前通知のうえ、会費の減額又は値上げ（年額 200 万円を上限）をし、改定することができる。
- 3 理事会が特別の事情があると認めたときは、会員の申請により、当該会員の会費の全

額若しくは一部を免除し、又はこれを減額することができる。

- 4 会費は、請求書に記載された期限までに支払うものとする。
- 5 既に納入された会費は、本法人の責に帰すべき重大な事由による場合を除き、返還しないものとする。ただし、理事会が特別の事情を認めた場合はこの限りではない。

第5条（反社会的勢力の排除）

- 1 申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、本法人は入会を拒否することができる。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき
 - (2) 過去に反社会的勢力であったとき
 - (3) 反社会的勢力と現在または過去に密接な関係を有していたと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力との関係が疑われ、合理的な説明がなされないとき
- 2 会員が前項各号に該当すると疑われる場合、本法人は調査を行うことができる。前項各号に該当することが判明した場合は、第8条第4号に基づき、無催告で直ちに会員資格を喪失するものとする。

第6条（会員資格の更新）

会員資格は、事業年度ごとに自動更新される。

事業年度は定款に定めるところによる。

第7条（退会）

- 1 会員は、退会届を提出することにより任意に退会できる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、3か月以上前までに届け出るものとする。
- 2 退会時に未払いの会費がある場合、当該会員はこれを納入しなければならない。
- 3 退会後も秘密保持義務は存続する。

第8条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会の届出をしたとき
- (2) 会費その他の負担金を一定期間納入しないとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申し立てがあったとき、または自ら申し立てたとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力であることまたは過去に暴力団等反社会的勢力であったこと、もしくはそれらとの関係があると判明したとき
- (5) 本人が死亡し、又は法人が解散したとき
- (6) 理事会において除名の決議があったとき

(7) その他、本規約に定める事由に該当したとき

第9条（除名）

- 1 会員が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、理事会の決議により除名することができる。
 - (1) 本法人の名誉を著しく毀損したとき
 - (2) 会員としての義務に違反したとき
 - (3) 本法人の活動を著しく妨害したとき
 - (4) その他、除名を相当とする重大な事由があるとき
- 2 除名の決議を行う場合、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第10条（権利の制限・停止）

- 1 会員が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、理事会の決議により、会員としての権利の全部又は一部を一定期間停止し、又は制限することができる。
 - (1) 会費その他の負担金を一定期間納入しないとき
 - (2) 本法人の名誉又は信用を損なう行為をしたとき
 - (3) 本法人の目的に反する行為をしたとき
 - (4) 本法人の業務又は活動を妨害したとき
 - (5) 本規約その他本法人の規程に違反したとき
 - (6) その他、権利の制限又は停止を相当とする事由があるとき
- 2 権利の停止又は制限の決議を行う場合、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第11条（会員の権利）

会員は、次の権利を有する。

- (1) 本法人の事業への参加
- (2) 部会・ワーキンググループへの参加
- (3) 会員向け情報・資料の提供を受けること
- (4) その他、本法人が定めるサービスの利用

第12条（情報の利用）

本法人は、別途定める「知的財産取扱規程」に準拠し、次の通り情報を利用するものとする。

- 1 本法人は、活動の遂行に必要な範囲で、会員が提供した情報を利用することができる。
- 2 本法人が作成する成果物（報告書、提言書、ワーキンググループ資料等）に、会員が

提供した情報が含まれる場合がある。

- 3 本法人は、提供された情報を本法人の目的に照らして必要な範囲で利用し、目的外利用を行わない。

第13条（秘密保持）

- 1 会員は、本法人の活動を通じて知り得た秘密情報を第三者に開示してはならない。
- 2 秘密情報には以下を含む。
 - (1) 会員向け資料
 - (2) ワーキンググループ・委員会で共有される情報
 - (3) 会員名簿（非公開）
 - (4) 本法人が秘密情報として指定した情報
- 3 秘密保持義務は退会後も存続する。
- 4 本条に定める秘密保持義務は、秘密情報の漏洩防止を目的とするものであり、非公開資料・成果物等の利用禁止に関する退会後の義務（知的財産取扱規程第8条の2）とは別に存続する。

第14条（資料・成果物の取扱い）

- 1 本法人から提供される非公開資料（ワーキンググループ資料、議事録、ドラフト文書等）は、会員内部での利用に限る。
- 2 非公開資料の第三者への提供・転載・再配布を行ってはならない。
- 3 成果物（報告書、標準案、ガイドライン等）の取扱いは、知的財産取扱規程による。

第14条の2（知的財産の取扱い）

- 1 本法人は、会員提供資料および本法人が作成する成果物の著作権その他の知的財産の取扱いについて、別に「知的財産取扱規程」を定める。
- 2 会員は、入会と同時に当該規程に同意したものとみなす。
- 3 当該規程の改訂は理事会の決議によって行う。

第15条（個人情報の取扱い）

- 1 会員は、本法人の個人情報保護方針に基づき、個人情報が適切に管理されることに同意する。
- 2 本法人は、以下の目的の範囲で個人情報を利用する。
 - (1) 会員管理（入会・退会、名簿管理）
 - (2) WG・委員会運営
 - (3) 連絡・調整
 - (4) イベント運営

(5) 法令に基づく対応

- 3 本法人は、事務局業務を株式会社 DCP に委託し、会員情報を同社が管理することがある。
- 4 本法人は、委託先に対し、個人情報保護法及び関連法令に基づき適切な監督を行う。

第 16 条（活動ルールの遵守）

会員は、本法人の定款、会員規約、社員規程、その他理事会が定める規程を遵守し、本法人の活動を妨害する行為、名誉を毀損する行為を行ってはならない。

第 17 条（退会後の義務）

- 1 退会後も秘密保持義務は存続する。
- 2 本法人から提供された非公開資料は、退会時に削除・破棄するものとする。
ただし、法令・社内規程等により削除・破棄が技術的に不可能な場合は、当該資料を閲覧・利用しないことにより代替するものとする。
- 3 成果物及び会員提供資料の退会後の取扱いは、知的財産取扱規程による。
- 4 未払いの会費がある場合、退会後も支払うものとする。

第 18 条（会員の義務）

会員は、次の義務を負う。

- (1) 会費の納入
- (2) 本法人の目的達成への協力
- (3) 本規約、定款、理事会決議の遵守
- (4) 秘密保持
- (5) 利益相反の回避
- (6) 会員向け資料の適切な利用
- (7) 会員の変更届出

第 19 条（会員情報の管理）

- 1 本法人は、会員の名称及び住所を記載した名簿を作成する。ただし、公開はしない。
- 2 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに届け出るものとする。

第 20 条（会員と社員の関係）

- 1 本法人は、社員とは別に会員制度を設ける。
- 2 会員は、社員としての地位及び社員総会における議決権を有しない。
- 3 会員制度の詳細は、本規約による。

第 21 条（規約の改定）

本規約の改定は、理事会の決議によって行う。